○財務省

一五二　大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産熱延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　一121　二八

一五三　大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産冷延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　一121　三〇

一五四―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五二　一〇128　五七

一五八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五四　一〇128　五九

一五九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五五　一〇128　六〇

一六〇　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示　一〇128　四八

一六一―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇128　四九

一七一―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇128　五七

一七四―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇128　五九

一七七　中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について関税定率法第八条第九項に規定する事実を推定することを決定した件　一九135　三二

一七八　中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長について　一九135　三四

一七九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九143　三六

一八〇　租税特別措置法第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件　三〇　三

一八一　財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年三月財務省告示第百四十九号）の一部を改正する件　三〇144　三〇

一九　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　二

二〇　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

二一　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

五　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一五　二

○国税庁

一九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件　一〇128　四一

○文部科学省

九二　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　八126　一

九三　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があった件　一八　三

九四
九五　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一八134　九

九六　〃　二九143　四〇

○文化庁

一三　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　九127　二

二三八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一　三

○厚生労働省